テロリズムの国際法上の意義

Terrorism in International Law

稲原泰平 Yasuhei Inahara

〈目 次〉

- 【Ⅰ】テロリズムの意味
- 【Ⅱ】テロに対する国際法的規制
 - (1) その歴史的端緒と法理
 - (2) 国連関係のテーマ別個別条約
 - (3) 地域別テロ防止条約
 - (4) その他
- 【Ⅲ】結語

【I】事実の概要

テロの歴史は人類の歴史とともに存在する。チェリフ= バッシューニ M. Cherif Bassiouniの言葉を借りれば、 "テロは有史以来,多くの社会で何らかの形で存在してい る。しかし、テロは、その方法・手段や武器の点で多様で ある。社会に深刻な損害を加えるために利用する手段の性 能が高まった結果、テロの有害性も高まっている。テロ組 織による大量破壊兵器の取得もありうる状況になってお り、世界的な危険度も高まっている"(1)。しかし、ここで 彼が言っている"テロ terrorism"とは何を云っているの であろうか?もしそれが犯罪一般を指称しているとすれ ば、明らかに概念としては広すぎる。彼は1960年代以降 ヨーロッパや中東で頻発している国際的犯罪行為(例えば, 組織犯罪, 麻薬取引, 性的搾取のための婦女子売買) に注 目し,テロを国際犯罪 transnational crime の 1 形態とし て認識している(2)。その上で、彼はテロを定義して次の ように言う: "テロとは、暴力行使の結果を確保し、大義 を宣伝し、復讐のために危害を加える目的で社会の一部に 恐怖を植えつけることを企図した暴力戦略 strategy of violence である。その戦略は国家によって自国民または他 国民に対して発動されることがある。同時に、自国内また は他国で活動する叛乱団体や革命団体がこの戦略を利用す ることもある。最後に、特定のイデオロギーを信奉する集 団や個人が、国内外でテロを実行することがあるが、その 信念や目的や手段に応じて、テロの発現形態はさまざまで ある"③。こうした一般的定義を前提とするならば、テロ が国際法上の一般的な問題として論じられるのは第2次大 戦後のこと、特に1960年代以後のことであって第2次大

戦前においては一部の例外⁽⁴⁾ を除いてテロが国際法上の 一般的問題となることはなかったといっていい。

今日,テロ terrorism が国際法上の概念になっていることを承認するとしても,この概念には法理的難点ないし問題が付きまとっている。それを列挙してみよう。

- ① テロの定義については国家によって、また研究者によってニュアンスに差異があり、それゆえ、テロは国際犯罪としての構成要件 Tadbestand の明確性・具体性に欠けており、厳密な意味での普通犯罪の1類型として確立しているわけではない。むしろ、従来、国際犯罪とされ全ての国家の普遍的管轄権が認められてきた海賊・奴隷輸送・麻薬取引・ハイジャック・ジェノサイドや戦争犯罪そして人道に対する罪を包括する社会学的・政治学的な上位の限界概念 marginal conceptとして理解されており、その非厳密性・一般性のゆえに構成要件自体の有効性が疑われる。
- ② テロの構成要件の中に"社会に恐怖を植えつける"という心理的要素が含まれ、これがテロを国際法上独立の犯罪たらしめる本質的要素になっている。しかし、行為者にその意図があっても社会が恐怖心を抱かないとき、あるいは行為者にその意図がなくても社会が恐怖心を抱いたとき、テロが行われたといえるのだろうか?つまり、テロは刑法学で云う行為犯(行為の結果の発生を必要とせず、その行為そのものを罰する趣旨の犯罪)か結果犯(行為の結果の発生を犯罪成立の要件とする犯罪で多くの犯罪がこれに該当する)かという問題がある。更に、"社会に恐怖を植えつける"という場合の恐怖は将来も同様のテロが繰り返されることを予想することから来る恐怖と解され、テロが連続

- 犯(連続した数個の行為であって同一の罪名に触れる行為)として解される余地が出てくる。そうすると,反復されない限りテロと認定できない可能性が生じないだろうか?つまり,行為者や社会がテロと認識していても,連続犯的要素がない場合,当該犯罪は単なる普通犯と解釈される可能性がある。
- ③ 2003年8月22日、アメリカ政府は対イスラエル闘争を続けているハマスHamasをテロ集団として指定し、在米資産を凍結したが⑤、これはアメリカの利益を直接侵害しなくてもその危険性があれば処罰する姿勢を示したもので、テロを抽象的危険犯(犯罪の成立に法益侵害の結果の発生を必要とせず、法益侵害の危険が存在するだけで成立する犯罪)として認識していることを示している⑥。これによってテロの概念が更に拡大し、個別国家の利害によって判断される相対概念化が更に進んだといえる。ある意

- 味できわめて政治的な概念だといえる。
- ④ テロは国家または反政府団体が行為主体になる身分犯 (犯罪の成立に行為者が一定の身分を持つことを要件とする犯罪)の性格を有するとされる。しかし、市民によるテロ行為がイスラエル占領地や米軍占領下のイラクで頻発しており、身分犯的性格を再検討すべき時期に来ている (**)。また、一般市民とは区別された組織によって実行されても、テロはレジスタンス resistance やゲリラ guerrila wars との概念的境界が不分明である。
- ⑤ 国際社会の分権的構造 decentralized structure を反映して、国によってテロの定義に差があり、対テロ対策も国によって異なる (8)。したがって、テロを取り締まるための統一的な一般条約はいまだ成立しておらず、テロに対する現行の国際法的規制は各種条約のパッチワーク的適用にならざるを得ない。等々。

(注)

- (1) M. Cherif Bassiouni, "Legal Control of International Terrorism: A Policy-Oriented Assessment", Harvard International Law Journal, Winter 2002, Vol. 43, Number I. p. 83.
- (2) 彼は"国際犯罪一般とりわけテロに対する国際法の規制の非実効性weakness of the international system's effectiveness in combating transnational crime generally, and terrorism in particular"に注目する。See ibid. p. 83.
- (3) Ibid., p. 84.
- (4) "19世紀末ヨーロッパでの無政府主義者による爆弾事件を契機として犯罪人引渡しにおいてアナキストを政治犯罪人とみなさないことや、1934年マルセイユでのユーゴスラヴィア国王暗殺を契機として「テロリズムの防止及び処罰に関する条約」(1937.11.16)を採択する(未発効)など、第2次大戦前にも、テロリズムは国際法の対象になっていた"西井正弘(国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂1995、p.569)。
- (5) ブッシュ大統領は 2003 年8月22日, "ハマスは…イスラエル人に危害を与え, イスラエルとパレスチナの和平に向けた前進を阻むテロ組織である…"との理由で, ハマスの幹部6人とハマスに資金援助をしているとされる5つの組織の在米資産を凍結するよう財務省に命令したことを明らかにした(2003, 8, 22, REUTERS)。
- (6) 2001 年 9 月 11 日のアメリカでの同時多発テロ事件を口実とするアメリカによるアフガン攻撃 (2001. 10. 7~12. 7) やイラク戦争 (2003. 3. 9~4. 19) はテロ組織との戦いのコンテクストで理解することができる。アメリカではフォード大統領 (Gerald Rudolph Ford, 1913~,第 38代,在任: 1974~77) 及びレーガン大統領 (Ronald Reagan, 1911~,第 40代,在任: 1981~88) が行政命令で政府機関が暗殺 assasination を手段として用いることを禁止したが、敵の指令管制機構を攻撃することは暗殺に該当しないと

- 解されてきた。この考え方に基づき、9. 11 事件以降、アメリカ大統領府はブッシュ大統領(George Walker Bush、1946. 7. 6~、第 43 代、在任: 2001~)が同事件の容疑者を個別攻撃 targetted attacks できるとの見解を取り実行に移したのである。対テロ戦争という新たな戦争形態のアメリカの法的根拠がここにある。See David Abramowitz、"The President、the Congress、and Use of Force: Legal and Political Considerations in Authorizing Use of Force Against International Terrorism"、Harvard International Law Journal、Winter 2002 Vol. 43、Number I、pp. 71~81、esp. 78.
- (7) 国内刑法学では行為者が一定の身分を有することを犯罪成立の要件としている場合がある。これを身分犯といい贈収賄罪がその例として挙げられることが多い。テロリズムもその主体が反乱軍や武装勢力そしてイデオロギー集団などの国際法上の身分犯としてこれまで理解されてきたが、一般市民によるテロを例外的現象として放置していいのだろうか?刑法学では構成要件の厳格性が要求されるが、国際法上はそれを緩和して考えていいのだろうか?例えば、イラク戦争(2003、3、9~4、19)終結後、同年8月上旬までに占領米軍によって抑留されているイラク人は5000名を超えるが、旧イラク軍捕虜は500名に過ぎず、90%がイラクの一般市民だという。See Newsweek August18、2003、P. 17.
- (8) テロの対象となっている国家はもちろん法制を整備して軍隊を対テロ攻撃に使用している。アメリカ、イスラエル、ロシア、インドネシアがその代表である。アメリカと同盟関係にある日本も国連平和維持活動協力法(1992年,法 79号)、周辺事態安全確保法(1999年,法 60号)、周辺事態船舶検査法(2000年,法 145号)、テロ対策特別措置法(2001年,法 113号)、イラク特別措置法(2003年)を制定し、アメリカの対テロ戦争を事実上支援する路を選択した。日本の立場は、テロは国際社会の安全保障の問題であり同時に日本の安全保障の問題であるという視点である。CF. 秋山昌廣"転換期の安全保障戦略"世界週報 2003.8.19-26、pp. 34~37.

他方、ベルギー・デンマーク・フランス・ルクセンブルク・オランダ・ポーランド・スペイン・イギリスの欧州諸国家は、一般的にテロの発生は国家にとっての緊急事態であり憲法や単行法の個別的明文規定がなくとも軍隊の一般的任務として自国民救出のため、あるいは対テロ戦争に参加させるため軍隊を海外に派遣することは議会の同意を得て政府の決定で可能であると考えている。特にポーランドでは個別立法によって"対テロ戦争への参加のための軍隊の海外派遣Einsaetz der Streitkraefte zur Beteiligung an 'Einsaetzen

gegen Terrorangriffe und ihre Auswirkungen'"を認めている。See Georg Nolte/Heike Krieger, Europaeische Wehrrechtssysteme, Nomos, Baden-Baden, 2002, pp. 41 \sim 70, esp. 46 \sim 53. 更に,"これら 9 カ国はいずれも自国軍隊が外国軍と共同作戦に参加することを制限する法律を制定していない。Es gibt in den untersuchten Staaten offenbar auch keine einfachgesetzlichen Regelungen,die den Einsatz der Streitkraefte gemeinsam mit den Streitkraeften anderer Staaten beschraenken." (See ibid., p. 54).

【Ⅱ】テロに対する国際法的規制

(1) その歴史的端緒と法理

テロの歴史は人類の歴史とともにあるといっていいが、国際法によって規律される端緒は 19世紀半ばのナポレオン 3世(Charles Louis Napoleon Bonaparte, $1808\sim73$, 在位: $1852\sim70$)暗殺未遂事件(1854年 9月 11日)であった。

1854年9月11日, 北フランスのカレー= リール Calais ~ Lille 間鉄道で線路に爆弾を設置されているのが発見さ れた。これはナポレオン3世の宮廷列車を爆破しようと した暗殺未遂事件であった。調査の結果、ジュール=ニ コラ = ジャカン Jules Nicolas Jacquin(フランス国民,ブ リュッセルに亡命・居住、織機工場主),セレスタン=ニ コラ = ジャカン Celestin Nicolas Jacquin (前記織機工場 の職工長) 等一味の犯行と判明した。フランス政府はべ ルギー政府に両名の引渡しを要求したが、犯人は当時す でに確立していた政治犯不引渡しの原則 principle of nonextradition of political offenders の適用を要求して、事件 はベルギーの最高法院にまで持ち越されていた。ベルギ ーの世論が強く不引渡を主張している状況を見て, フラ ンスが引渡要求を撤回したので、ベルギーは外交的苦境 を脱することができた。これに懲りたベルギー政府は, 1856年3月22日, 1833年制定の犯罪人引渡法§6を修 正し、"外国政府の元首またはその家族に一員に対する加 害は、この加害が故殺か謀殺か毒殺の行為を構成すると き,政治犯罪または同種犯罪に牽連する行為とみなさな Vi Ne sera pas repute delit politique, ni fait connexe a un semblable delit"との条項を同条第2項として追加し た (1956. 3. 14下院可決, 1956. 3. 18上院可決)。こ れが政治犯不引渡しの原則の特則として理解されている ベルギー条項 Clause belge または加害条項 clause d 'attentat である[®]。同種の規定はその後,欧州諸国家の 国内法で採用されただけでなく,1856年9月22日及び 1869 年 4 月 29 日のフランス = ベルギー間犯罪人引渡条約 や 1957年 12月の欧州犯罪人引渡条約 European Convention on Extradition (adopted 1957. 12. 13, in effect 1960. 4. 18) (10), その他多くの条約で導入されている。

政治犯不引渡しの原則とベルギー条項との関係につい て, 故田岡良一博士 (1898~1985) は, "政体の変革そ の他の政治的目的をもってなされる元首その他の要路者 の暗殺は、政治犯罪の代表的なものであってこれを政治 犯罪から除くのは理論上辻褄の合わないことであるが, しかしこのベルギー条項の根拠は,上に述べた外交政策 上の考慮にあると解すれば、了解するのは困難ではない と思う。結局19世紀の政治事情に基づいて生じた制度が、 事情の変わった次の時代に入って,緩和される傾向が生 じたものに他ならない。…政治上の目的を持ってなされ る暴行・破壊が一般に確信犯罪であるに関わらず、政治 上の目的をもって元首及び家族を殺害し、または時の権 力者を暗殺することが確信犯罪でない、ということはい えないからである"(11)と評され、ベルギー条項の政治 的・外交的性格を指摘されている。この解釈自体は間違 いではないが、今日的視点から見ると、ベルギー条項は 加害者の政治的人権と被害者の生命・身体の自由との対 立という国際人権法上の論点を含んでおり, 国際法上の 理論的分析が可能であり、また必要であると思われる。

ベルギー条項について,国際法上問題となる点を以下 に列挙してみたい。

① ナポレオン 3 世の暗殺未遂事件(1854 年 9 月 11 日)は、単独犯ではなく、複数人の共謀によって引き起こされた政治的事件であった。2 名以上という最低限の共犯者で成立していた社団の意思を実行したと解しうる限りで、今日、テロの主観的構成要件とされる実行者の社団帰属性は満たされていると謂わなければならない。また、この事件の前に、別人による同皇帝暗殺未遂事件(オルシーニ Felice Orsini 事件(22)が発生しており、同皇帝に関する限り、テロと認識されるべきであったと思われる。つまり、同一犯行グループの仕業でなくとも、同一人物が連続して狙われることによって、国際法上、テロの連続犯的要

件は満たされたと考えるべきである。そう解しなければ、テログループの連携が進んだ今日のテロに対して、諸国家が有効なテロ対策を取れなくなる恐れがある。ベルギー条項については、そうした当時の社会的状況の下で成立したことに注意しなければならない。同皇帝をめぐる個人的・社会的環境は今日のテロにつながる原型であり基点であったといえよう。

- ② ナポレオン3世暗殺未遂事件(1854年)には、犯人の政治的自由権の行使という側面が含まれ、ベルギー政府は最終的にこの自由権的価値を擁護する形になったが、ナポレオン3世(1808~73)及び同行者の個人の生命・身体の安全という自由権的基本権は無視された結果になった。自らの人権行使を理由として他人の人権を否定する構図がここに成立しており、後のナチスによる国家テロ(13)を含めテロ一般の通有的本質が萌芽していた。
- ③ 当時のベルギー政府がこの事件をテロと見ていたこ とは, 同国の犯罪人引渡法に加害条項を追加修正し た事実からも或る程度推察できるが、直接的には 1973年の国家代表等に対する犯罪防止条約 Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Internationally Protected Persons, Including Diplomatic Agents (adopted 1973. 12. 14, in effect 1977. 2. 20) $^{^{(14)}}$ で国外にいる元首及び同行 家族に対する生命・身体の自由の侵害をテロとして 処罰することとしたので、元首に対する危害をテロ と見る当時のベルギーの立場はこの条約によって追 認されたといえよう。なぜなら、国家の対外的代表 機関としての元首 head of a state, Staatoberhaupt は、本来、主権平等原則に基づき、諸国家が相互に 相当な敬意を持って処遇する地位であって,彼が国 内にいるか国外にいるかで処遇に差が出る理由は見 当たらないからである。その上で,国内・外を問わ ず元首だけでなくその家族をもテロから保護するの は、フランス革命(1789年)で国内法の主要原則の 地位を確立した人権が, 実質的法理念として, 国際 法領域に影響しているからだと考えられる。

それでは、次に、ベルギー条項を契機として成立した テロの法理を分析しておこう。フランス革命(1789年) 以前、国家間の犯罪人引渡が外交的サービスとして政治 犯について行われていたのに対し、フランス革命を契機 とする人権思想の普及により政治犯不引渡の原則が確立 した。更に1854年のナポレオン皇帝暗殺未遂事件によっ て、テロを政治犯とはみなさないとする国際法思潮が生

じたと考えることができる。この事件とベルギー条項は 今日の国際法上のテロ規制の起点ないし源流たる地位を 占めているといっていい(15)。自らの政治的・宗教的・イ デオロギー的主張を展開し社会に恐怖を拡散するテロ行 為は、自らの人権行使またはその実現によって他者の人 権を否定する結果を招いており、人権にとってもっとも 非友好的な行為とみなされている。人権は人類の普遍的 価値を持つ最重要の無形文化遺産であって、これを否定 することは、かつてアフガニスタンのタリバン政権が行 った有形文化遺産の破壊と同じく(16),人類に対する犯罪 として国際犯罪の性格が認められる。たとい、それがイ スラム教徒による自爆テロであっても(17),生命および身 体の自由という最重要の人権を侵害する結果をもたらし ている以上, 不可逆性を持つ人類の進歩の歴史を否定す る側面を持っている。アメリカのようにテロとの戦いを 戦争と位置づけている国家は別にしても(18),イスラム教 圏を含めほとんどの国家が少なくとも表向き、テロを非 難し一線を画する政策を採っているのは、まさにこの点 に由来する。

国連はテロを国際平和と安全を脅かす国際犯罪として 捉えている。例えば、1973年12月14日に国連総会が採 択した前記の国家代表等に対する犯罪防止条約(1973年) は、その前文で、"この条約の締約国は、国際の平和の維 持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国連 憲章の目的及び原則に留意し、…国際的に保護される者 に対する犯罪であってこれらの者の安全を害するものが, 諸国間の協力のために必要である正常な国際関係の維持 に対する重大な脅威を生じさせることを考慮"すると述 べ、テロに対する認識を表明している。しかし、これは 国際関係に及ぼすテロの影響や性格を論じたものであっ て,テロの法理的性格や本質を解き明かしたものとはい えない。テロの本質は、社会に恐怖を植えつけるという その目的にあるというよりは、その手段の非人道的性格 または反人権性にあるというべきである。テロ行為が国 際社会のグローバリゼーション globalization の進行によ って機能的になり破壊力が増し、テロ集団が活動しやす くなったことはつとに指摘されている (19)。 グローバリゼ ーションがテロを育成し、世界各地にテロが拡散する結 果を招いているわけであるが、 反面、テロの反人権的本 質によりその犯罪性がいたるところで再認識されている ことも事実である。もし、国際社会のいずれかの国また は地域で人間の自由や基本権の思想がまったく存在しな いならば、その国や地域でのテロに対する違法性の認識 は皆無であるか、あっても極めて低いものになろう。ま た,経済発展と人権保障とが正比例の関係にあると仮定 すれば(この仮定の正当性は実証的に相当程度裏付けら

れている),テロ行為に対する反人権性の認識は先進国ほど強く,発展途上国ほど弱くなる。つまり発展途上国ほどテロ行為やテロ集団に対する違法性の認識は薄くなる。かつて,アル=カイーダ Al Qaeda が最貧国アフガニスタンに拠点を置いていたのもそれを許容する社会的条件が存在していたからである⁽²⁰⁾。

しかし,人類の無形文化遺産ともいうべき人権思想は, 経済発展を絶対的な与件として成立したものではなく、 古代より人類社会のいたるところで人間の理性に基づき 国家統治の手段として、或いは人民の生活の指針として 多くの思想家・理論家によって提示されていた。決して フランス革命で突如発見されたり考案されたりしたもの ではない。国際社会のグローバリゼーションが進み、国 家間の人的・物的交流や金融や情報などへのアクセスの 瞬時化が進むにつれて,多様な価値観が交錯する時代に 入っているが、古代より世界各地で浸透してきた人権思 想は人類共通の普遍的価値として承認されている。した がって、反人道的・反人権的本質を持つテロは、世界の いずれの地においても許容される余地は, 少なくとも思 想的または理論的に存在しないといえる。近代の人権思 想と本質的に同じとみなされる古典的道徳論の著作とし T, TUTV教の教典 "バガバド = ジータ Bhagavad Gita" や "モー ゼの五書 the Pentateuch or Torah", 更には聖書やコーラ

ン, 仏教の教典, 儒教関係では"論語 Analects"などを 引用して,人権観念が古代より世界各地に誕生し受容さ れていたことを論証し、人権が西欧文明の優秀性を示す 独自の産物であるとの教科書的見解を排除している(21)。 特に現代のテロには、"文明の衝突 clash of civilizations" の必然的結果として理解される事件も含まれているが(2), 西欧キリスト教文明だけでなくいかなる文明も、人道と 人権の精神を胚胎しており、テロを許容する思想的理論 的余地は見当たらない。万が一にも、アングロ=サクソ ン主導の現代の国際秩序がテロによって動揺し、新たな 勢力または国家や国家群が国際社会のヘゲモニーを握っ たとしても, テロの違法性が普遍的に承認されない限り, 新たな国際秩序の下でもテロは体制変革の手段として利 用され続けるであろう。したがって、テロを防ぐには、 テロが普遍的な人権思想と世界の諸文明に反するその概 念自体によって国際犯罪になることを前提としたテロ処 罰のための統一的一般条約の締結が望ましいといわなけ ればならない。勿論、最貧国に対する経済支援を通じて の貧困の解消は,これもテロ対策としては有効であるが, それはあくまで事実行為としてのテロ対策になる。今, それと同時並行的に必要なのは、テロリストに"造反有 理"の口実を余地を与えない正当な法的アプローチを確 立することである。

(注)

- (9) 田岡良一著『国際法 [全訂版]』勁草書房刊 1973, pp. $196 \sim 8$. 横田喜三郎著『国際法 [新版]』有斐閣刊 1972, pp. $225 \sim 6$. 入江啓四郎著 『増補 国際法解義』成文堂刊 1971, pp. $290 \sim 6$.
- (10) "国家元首またはその家族に対する既遂または未遂の殺人は、本条約の適用上政治犯罪とみなしてはならない"(§33)。これは、ベルギー条項が100年後のヨーロッパで少なくとも地域国際慣習法として確立していることを示すものといえよう。こうした現象の背景として、ヨーロッパ諸国で、君主であれ大統領であれ、元首 head of a state、Staatsoberhauptの憲法上の地位の形式化・儀礼化が進んだことを指摘できよう。特に軍隊に対する指揮命令権に関して、その傾向は顕著に窺われる。See Georg Nolte/Heike Krieger、ibid. 大沼保昭編著『資料で読み解く国際法』東信堂刊、1999、p. 308.
- (11) 田岡 ibid., pp. 197 ~ 8.
- (12) イタリア人弁護士フェリーチェ=オルシーニ Felice Orsini は、1854年1月14日、パリのルペルテイエ通り rue Lepelletier でオペラ座に向かう途中のナポレオン皇帝夫妻の乗用車の下に爆弾を投下した。ナポレオンは難を逃れたが多数の死者が出た。犯人としてオルシーニが逮捕され、1858年3月13日、絞首刑に処せられた。犯行はイギリスで計画されたものとして、共犯者2名の引渡をフランスはイギリス

- に要求した。しかし、犯罪に対する管轄権の問題を根拠にイギリスは引渡を拒絶した。入江ibid., pp. 293 ~ 4. CF. Strupp: Woerterbuch, supra "Orsini".
- (13) チェリフ=バッシューニM. Cherif Bassiouni は,テロをその実行主体を基準として国家テロ state actors' terrorismと非国家テロ non-state actors' terrorismにわけ,後者を更に反乱軍や革命団体によるテロとイデオロギー団体によるテロにカテゴライズしている。そして前者つまり国家テロは国家責任を発生させる根拠となると指摘され,国家テロの典型としてナチスを挙げ,"ニュールンベルク判決以降,国際犯罪法はナチス=ドイツの親衛隊や突撃隊のような組織の刑事責任の概念を承認している International criminal law since the Nuremberg judgment has ,however,recognized the concept of criminal responsibility for organizations such as S. S. and S. A. of Nazi Germany."とまで言っている。See M. Cherif Bassiouni,ibid.,pp. 84~5,esp. 96~7.
- (14) この条約が作成されたいきさつについて広部和也教授は次のように紹介されている: "60年代後半から70年代初めにかけて,大使や実業家の誘拐・殺害,大使館・空港・国際会議などの襲撃が続発したため,国連はこれを総会議題として取り上げるとともに,72年には「国際テロリズムに関するアド=ホック委員会」を設置した。しかし,テロリズムの一般的評価については各国の意見が分かれ,全般的に規制するための合意を得ることができなかったため,合意の得られ

やすい部分から条約化を図ることになり、その最初に作成されたのが本条約であり、ついで 79 年には「人質行為防止国際条約」(人質をとる行為に関する国際条約)が採択されている"小田・石本編修代表『解説条約集』三省堂刊、2003、p. 211.

- (15) 故横田喜三郎(1896~1993)博士は、"相対的政治犯罪については、だいたいに、引渡を行わないことになっている。しかし、まだ確立しているのではなく、引渡の行われることもある。…第1には、有名なベルギーの加害条項(clause d'attentat)である。…第2には、ロシアの1881年の提案(殺人とその未遂は政治犯罪と認めないという提案…筆者)である。…第3には、スイスの犯罪人引渡法である。1892年に、スイスは犯罪人引渡法を制定し、犯罪の主要な性格が政治犯罪としてよりも普通犯罪としての性質を有するときは、引渡を行うこととした。…第4には、テロ行為に関する国際条約である"横田ibid.、pp. 225~7. 彼はこの4種の例を挙げて、政治犯には含まれない社会的犯罪と考えている。そういう社会的犯罪の時系列的な起点に位置するのがベルギー条項である。
- (16) アフガニスタンのイスラム原理主義勢力タリバン Taliban が偶像崇拝を否定するとの理由で、2001 年 3 月、バーミアンにある高さ55m と38mの2つの仏像を破壊した。タリバン Taliban については見よ。Ahmed Rashid, Taliban, Yale Univ. Press, 2000.
- (17) 自爆テロの根拠としてイスラム教徒の"聖戦 jihad の義務"が指摘されることがあるが、イスラム教の教義には本来テロを容認する教えはなく、むしろ犯罪として対処されてきたという。"9月11日のテロに関わった人間を審理する裁判官がイスラム法の教義を信奉している限り(そして聖戦 jihad の理論や西欧世界とイスラム世界の戦争の理論を拒否している限り)、その裁判官は9.11事件の全ての実行者に(偶然関与した者を含め)死刑その他の厳罰を言い渡すはずである。イスラム法が死刑を積極的に容認している点を除けば、この結論はどんな国内法秩序あるいは国際法秩序の下で裁判を行っても、手続的にも実体的にも変わらないであろう"Frank E. Vogel、"The Trial of Terrorists Under Classical Islamic Law"、Harvard International Law Journal、Winter 2002 Vol. 43、Numberl、pp. 63-4.
- (18) CF. Pentagon, Quadrennial Defense Review Report 2, 2001. 9. 30.
- (19) グローバリゼーションの特徴は時間と空間の壁を取り除き 大衆が情報・技術・通信にアクセスし始めた点にある。テロ 集団はグローバリゼーションの恩恵を受ける形で、相互にネットワークを結び、国際犯罪に手を染め活動能力を高めてい る。特に反政府勢力の指導者は、政府の金融・治安能力がグローバリゼーションによって低下した"隙間loopholes"を

- 縫って利益を上げているという。See M. Cherif Bassiouni, ibid., pp. 87 \sim 8. こうした事態を背景に国連総会は国際組織犯罪防止条約を採択した。同条約署名会議はイタリアのパレルモで 2000 年 12 月 12 \sim 15 日まで開催され,同条約は2003 年 9 月 29 日に発効した。CF. 片平 聡「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」Jurist 2003 \cdot 9 \cdot 1, NO. 1251, pp. 35 \sim 9.
- (20) ビン=ラーデン Bin Laden(1957~)は,アフガニスタンでソ連に対してゲリラ戦を挑んでいたといっているが,自らの私財とサウジ王室の寄付金をつぎ込んでアフガン人の中にムジャヒディン計画 Mujaheddin projectsを立ち上げワハビズム Wa habbism(コーランの厳守を唱えるイスラム運動)を普及させた。彼は 1989 年にアザム Azam が死んだあと,アラブ人とアフガン人及びその家族の広い基礎に立った同盟を作るため,アザムの組織を引き継ぎアル=カイーダを設立した。しかし,その極端なワハヒズムによりアフガンの民心は離反したという。See Ahmed Rashid,ibid.,p. 132.同じく最貧国のウルグアイやペルー,そしてバスク Basques独立運動に苦しんでいる先進国スペインで最近発生したテロの統計的分析を試みた研究が発表されている。See Jennifer S. Holmes,Terrorism and democratic stability,Manchester Univ. Press,2001.
- (21) 彼は冷戦(1947 ~ 89)後の混迷を深め国際的または非国際的武力紛争の絶えない現代国際社会で人道的干渉の必要性を認め、その法的根拠としてこれらの古典的道徳論を援用し、人権観念が決して西欧思想の専売特許ではなく古代より文明のあるところに普遍的に成立していたことを主張するのである。See Brian D. Lepard、Rethinking Humanitarian Intervention、Penn. State Univ. Press、2002、esp. 39 ~ 44. 人権概念の普遍性を前提として、その歴史的多元的成立を承認することは自決権の趣旨にも合致しており、21世紀の国際法のスタンスとして積極的に評価していいと思われる。
- 22) Samuel Hungtington, The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order, New York: Simon & Shuster, 1996. 彼は冷戦後の国際関係の主要動因を諸文明,特に西欧文明とイスラム文明の衝突であると予想している。その典型が2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロ事件であった。最近では、イスラム教圏であるインドネシアで外国人や外国資本を対象としたテロが頻発している。例えば、バリ島テロ事件(2002. 10. 12)や "JW マリオット" ホテル爆弾テロ事件(2003. 8. 5)は、いずれもイスラム過激派集団 "ジェマ=イスラミア JI"の犯行と見られている。本名 純「バリ島爆弾テロ事件と JI 狩り」世界週報 2002. 11. 19、pp. 50~1. 竹田いさみ「ジャカルタを襲った爆弾テロ事件」世界週報 2003. 9. 2、pp. 30~3.

(2) 国連関係のテーマ別個別条約

テロを規制し処罰するためにテーマごとに国連が作成 した個別条約を挙げておこう。

① 国家代表等に対する犯罪防止条約 Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including

- Diplomatic Agents (1973. 12. 14 第 28 回国連総会 採択, 1977. 2. 20 発効,)
- 入質をとる行為に関する国際条約 International Convention against the Taking of Hostages (1979. 12. 7 第 34 回国連総会採択, 1979. 12. 18 署名開放, 1983. 6. 3 発効)

- ③ テロ爆撃の抑止に関する国際条約 International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings (1997, 12, 15 第 52 回国連総会採択)
- ④ テロへの資金提供を抑止するための国際条約 International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism (1999. 12. 9第54回国連総 会採択)
- ⑤ 航空機内犯罪防止条約 Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft (1963. 9. 14東京で署名, 1969. 12. 4発効) (23)
- ⑥ 航空機不法奪取防止条約 Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft (1970. 12. 16 ハーグで署名, 1971. 10. 14 発効) (24)
- ② 民間航空不法行為防止条約 Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation (1971. 9. 23 モントリオールで署名, 1973. 1. 26発効) (季)
- ⑧ 核物質防護条約 Convention on the Physical Protection of Nuclear Material (1980. 3. 3 ウィーン 及びニューヨークで署名, 1987. 2. 8 発効)
- ② 民間航空不法行為防止条約に付属する国際空港内不 法暴力行為防止議定書 Protocol on the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation (1988. 2. 24 モ ントリオールで署名, 1989. 8. 6発効) (36)
- ⑩ 海上不法行為防止条約 Convention for the

- Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation (1988. 3. 10ローマで作成)
- ① 大陸棚上の固定構築物に対する不法行為防止議定書 Protocol for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Fixed Platforms Located on the Continental Shelf(1888. 3. 10ローマで作成)
- ② プラスティック爆弾マーキング条約 Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection (1991. 3. 1 モントリオールで署名)

以上は全て国連が作成に関与した条約であり、①~④ は被寄託者が事務総長となっているが、⑤~⑫は関係の 国連の専門機関の事務局長や有力加盟国が被寄託者とし て指定されている。いわば国際犯罪法 international criminal law (27) のカテゴリーに属する条約は何らかの保護法益 つまり国際公益を犯罪から防衛するために作成されるが, ①~④は正常な外交関係の維持とか生命の自由をはじめ とする人権といった伝統的な国際公益の維持が目的とさ れている。それに対して⑤~⑫は国際航空の安全とか公 海の航行の安全とか核物質の平和的移転という20世紀的 な個別の国際公益を保護しようとするものである。伝統 的に条約の(批准書・受諾書・通知書などの)被寄託者 は条約の履行を確保する責任が課されてきた。そのため 締約国中の最有力国が被寄託国に指名されてきた(その 典型が国連憲章で、批准書の被寄託者はアメリカ政府と なっている: § 110 ②)。その意味では⑤~②の諸条約で 専門機関の事務局長が被寄託者としてされている事実は 国際社会が機能的・多元的に組織されていることを示し ている。

(注)

- (23) ICAOの法律委員会でのこの条約の審議中,1961年5月1日,米国の航空機がキューバに向けてハイジャックされたのを皮切りに,ハイジャック事件が相次いだ。そのため,アメリカはこの条約にハイジャック防止の規定を入れることを要求し,ベネズエラとの共同提案で新条項の追加を提案した。これが§11(ハイジャッキング規定)である。これにより,ハイジャックが新たな国際犯罪として認知された。坂本・三好共著『新国際航空法』有信堂高文社,1999,pp.170~
- 24 1968 ~ 69 年にかけて中東紛争に関連するハイジャック事件が急増した(1968 年に30 件を超え、翌69 年に81 件に達した)。東京条約では十分にハイジャックに対処し得ないため、それを補足する新条約としてICAO の法律小委員会によってこの条約が作成された。この時期から、ハイジャックがテロとしての性格を持つことが認識され始めたといえる。Ibid., pp. 182 ~ 190. 因みに、この条約が署名された1970 年3 月31 日に、日本にとっての最初のハイジャック事件である"よど号事件"が発生している。また、この条約で
- "裁判するか引渡すかの原則 principle of punire aut dedere" が導入されている。今日,この原則は国際犯罪の処罰の実効 性を確保するための必須の原則として確立している。See John O'Brien, INTERNATIONAL LAW, Cavendish, 2001, p. 459.
- (25) 1969年2月18日、スイスのチューリヒ空港でイスラエル 航空の旅客機がアラブ = ゲリラによって襲撃された。この 事件を契機にこの種の新たな犯罪が蔓延する兆しが見られた。そこで国際民間航空をこの種の犯罪からも保護するため、この条約はハーグ条約を補足する趣旨で ICAO の法律委員会で作成されたのである。これは飛行中または業務中の航空機及び飛行施設に対する行為を対象とした条約である。 坂本・三好 Ibid., pp. 191~8. この時期になると、ハイジャックがテロの1形態ないし手段であったことが判明したといえよう。
- (26) モントリオール条約を補完するため、国際空港の安全を害する行為と業務中にない航空機の破壊を犯罪として処罰対象に加えた。坂本・三好 Ibid., pp. $197\sim 8$.
- ② この概念は国際法団体の機関としての国家に犯罪処罰のための立法など積極的な作為義務を課していると解される。

(3) 地域別テロ防止条約

テロに対する諸国家の評価が異なるため⁽²⁸⁾,グローバルなテロ防止条約は成立していないが、地域的な取り組みは進んでおり、以下のような地域諸条約が成立している。

- テロ防止に関するアラブ条約 Arab Convention on the Suppression of Terrorism (1998. 4. 22カイロ のアラブ連盟 League of Arab States 事務局での会議 で署名,被寄託者はアラブ連盟事務局長)
- ② 国際テロリズムと闘うイスラム会議機構条約 Convention of the Organization of the Islamic Conference on Combating International Terrorism (1999. 7. 1, Ouagadou gou で採択,被寄託者はイスラム会議機構の事務局長) …この条約では"テロリズム Terrorism"と"テロリスト犯罪 Terrorist Crime"を区別して定義している。前者については,"動機の如何を問わず個人的または集団的な犯罪計画を実行するために遂行された暴力行為またはその威嚇"とされ,後者については,"テロリストが自己の目的を達成するためにいずれかの締約国に於いてその国民に対して,またはその国内に存在する外国の施設や外国人の資産や権益に対して着手・実行・加担された犯罪であって,その国内法によって可罰性を認められたもの"と定義されている(20)。
- ③ 欧州テロ防止条約 European Convention on the Suppression of Terrorism (1977. 1. 27 ストラスブルクで締結,被寄託者は欧州理事会 Council of Europe の事務局長) …この条約はテロを、ベルギー条項の伝統を受け継ぎ、政治犯不引渡の原則 principle of non-extraditionの適用が排除される相対的政治犯として性格付けしている。即ち、航空機不法奪取防止条約・民間航空不法行為防止条約・国家代表等に対する犯罪防止条約・人質禁止条約・テロ爆撃防止条約に違反する行為や生命・身体・財産に対する暴力的侵害をテロとして引渡犯罪に含めている(§1~2)(30)。ここには、テロを客観的に定義しようとする姿勢が見て取れる。
- ④ 身体に対する犯罪及び関連強制犯罪の形の国際テロ 行為を防止し処罰するための米州機構条約OAS Convention to Prevent and Punish Acts of Terrorism Taking the Form of Crimes against Persons and Related Extortion that are of International Significance (1971. 2. 2, Washington, D. C. で締結,被寄託者は米州機構Organization of American Statesの事務局長)…この条約は、"テロ 行為,とりわけ国際法上特別の保護が与えられてい

- る個人の誘拐・謀殺・その他の生命身体に対する侵害及びこれらの犯罪の威嚇"(§1)は"国際的な普通犯罪とみなされなければならない"(§2)と定め、引渡犯罪としている(§3) $^{(3l)}$ 。テロの本質を普通犯罪と看ている点は注目されていい。
- (5) テロ防止アフリカ統一機構条約 OAU Convention on the Prevention and Combating of Terrorism (1999. 7. 14アルジェで採択、被寄託者はアフリカ統一機構 Organization of African Unity (32) の事務局長) …この条約は"テロ行為 Terrorist act"について、"当事国の刑法上の違反行為であって、個人または団体構成員の生命身体の自由を脅かし死亡または重傷をもたらすもの、または公私の財産や天然資源や環境的文化遺産に被害を及ぼす恐れのあるもの…及び、これらのいずれかの行為を実現するためにいずれかの個人をそそのかし、支援し、命令し、威迫・共謀・仲介する行為"(§1)と定義し、実行犯のほか幇助犯をも処罰することとしている(§2)(33)。
- ⑥ テロ防止のための南アジア地域協力連合条約 SA ARC Regional Convention on Suppression of Terrorism (1987.11.4カトマンズで署名,被寄託者は南アジ ア地域協力連合 South Asian Association for Regional Cooperation の事務局長)…この条約もテロを政治犯 とはみなさず引渡犯罪に含めることを意図して作成 された。この条約の適用上, "テロ犯罪 offenses ... regarded as terroristic"とは、航空機不法奪取防止 条約・民間航空不法行為防止条約・国家代表等に対 する犯罪防止条約・南アジア地域協力連合諸国間の いずれかの犯罪人引渡条約で犯罪とされている行為, 及び謀殺・故殺・傷害・誘拐・人質、そして人命・ 財産に対する無差別的暴力のために武器など危険物 を使用する行為、及び、以上の行為の共同正犯・共 謀・未遂・教唆・幇助をも含む(§1)。またこの条 約では SSARC の諸国が引き渡し犯罪とするテロ行為 の範囲を拡大するために特別条約を締結することを 明文(§2)で認めている(34)。
- ⑦ テロ防止のための英連邦諸国間協力条約 Treaty on Cooperation among States Members of the Commonwealth of Independent States in Combating Terrorism (1999. 6. 4 ミンスクで作成,被寄託者は英連邦の事務局) …この条約では,"テロ行為Terrorism"について,"公共の安全を侵害し政府の政策に影響力を行使し民衆に恐怖を植えつけることを目的とする可罰的違法行為であって,自然人または法人に対する暴力または暴力の威嚇,人命を脅かす財産その他の破壊または破壊の威嚇,財産や社会

にとっての危険な結果を導入,政治家その他の公人の活動を妨害し復讐するための脅迫,外国や国際機関の代表に対する攻撃,その他国内法や国際文書でテロとして分類される行為"(\S 1)と定義している。また,"技術テロ technological terrorism"という概念をたて,核兵器その他の大量破壊兵器の使用または使用の威嚇をもテロのカテゴリーに入れて規制している(\S 1) (\S 1)

このように宗教や文明を異にする各地域がテロを取り締まる条約を締結している事実はテロの国際犯罪性が普遍的に承認されていることを示しているとともに、テロの定義などでグーバルな認識が成立していない現段階の国際社会の状況を示している。国際社会では、テロ概念のコアとなる部分=強度の反人権性では共通の認識が成

立しているが、細部にわたって完全に意見が一致するには程遠い状況である。テロを取り締まるためのグローバルな統一条約の作成は、限りなく不可能に近い"至難の業"である。結局、現段階ではテーマないし規制対象別に個別条約を積み上げ、それらの上位概念または限界概念としてテロを措定し、テロを帰納的に定義する方法approachが現実的なのかもしれない。また、将来的には、人権に無形文化遺産としての性格を認めてテロが人類に対す犯罪であることを確立させるため、前述のブリアン=レパードBrian D. Lepardのアプローチの有効性を承認すべきであろう。それが20世紀後半に自決権に市民権(国際法的嫡出性)を認めた国際社会と国際法が進むべき21世紀の道なのではないだろうか?

(注)

- (28) "ある人にとってはテロでも, ほかの人にとって英雄的行為である What is terrorism to some is heroism to others", M. Cherif Bassiouni, ibid., p. 101.
- 29) 条約本文は国連のホームページで公開されている。 http://www.oic-un.org/26icfm/c.html
- 30 United Nations Treaty Series 1979, Vol. 1137, 1-17828. 条約本文は国連のホームページ:
 - (http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp) から取得できる。
- ③1) United Nations Treaty Series 1986, Vol. 1438, 1-24381. 条約本文は国連のホームページ (http://untresty.un.org/English/Terrorism.asp)
- 民地主義の根絶を掲げ、国連のアフリカ版を目指して1963年に発足したアフリカ統一機構は、2002年7月9日、欧州連合EUをモデルとしたアフリカ連合 African Union:AUに引き継がれた。AUの本部はアディスアベバに置かれている。URL: http://www.africa-union.org/

(32) アフリカ諸国の統一,連帯の促進,主権・独立の確立,植

- (33) 条約本文は国連のホームページ (http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp) で公開されている。
- (34) 条約本文は国連のホームページ (htto://untreay.un.org/English/Terrorism.asp) で公開されている。
- (35) 条約本文は国連のホームページ(http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp)で公開されている。

(4) その他

から取得できる。

テロに適用されることが考えられるその他の国際法規として、まず、1949年8月12日のジュネーブ戦争法4条約(陸戦傷病兵保護条約・海戦傷病兵保護条約・捕虜保護条約・文民保護条約)とそれらに追加する1977年の2つの追加議定書が考えられる。これらは国際的武力紛争または非国際的武力紛争に対して、戦域において戦闘員に対して戦時に限定して適用される国際人道法のカテゴリーに属する法規である。これらの法規がテロ規制のための犯罪法の性格を持たせられるのは、武力紛争時においてもテロの発生が予見されるからである。特に、非国際的武力紛争(=内戦)においては、政府軍及び反乱軍ともに、お互いに憎悪が先立ち交戦法規つまり国際人道法に対する遵法精神は希薄になる。実際、第2次大戦後多くの国家で内戦が発生したが(366)、政府軍も反乱軍も国際人道法をほとんど遵守しなかったといわれる。"実際に、

反乱軍や革命軍についてはほとんど常に、テロ的暴力 terror-violence を含めて暴力行為が絶えることはなく、団体として正当性を認めて政治的解決を図らざるを得なかった。その結果、非国際的武力紛争では、規範はあっても守られなかった"⁽³⁷⁾。この事実から判断すると、戦時の人道法違反については、これをテロとして国際犯罪法の対象として国際刑事裁判所 International Criminal Court: ICC ⁽³⁸⁾ などの執行制度を通じて処罰するのが最善であろう。

第2に、テロに対して平・戦時を問わずあらゆる場所で全ての人に適用することのできる規範として、拷問禁止条約 Convention against Torture and Other Cruel、Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (adopted 1984. 12. 10, in force 1987. 6. 26)、ジェノサイド条約 Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (adopted 1948. 12. 9, in force

1951. 1. 12), 人道に対する罪を禁止する慣習国際法規が存在する。ちなみに、国連安保理が設置した旧ユーゴ戦犯法廷 International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia: ICTY (1993年5月25日, S/RES/827で設置) (39) やルワンダ戦犯法廷 International Criminal

Tribunal for Rwanda: ICTR (1994年11月8日, S/RES/955で設置) ⁽⁴⁰⁾では、戦争犯罪とジェノサイドと 人道に対する罪の3つを訴因として審理が進められている。

(注)

- (36) CF. A. Mark Weisburd, USE OF FORCE: The Practice of States since World War II, Penn. State Univ. Press, 1997.
- (37) M. Cherif Bassiouni, ibid., p. 98.
- (38) 同裁判所ではジェノサイド,人道に対する罪,戦争犯罪, 侵略の罪を訴因として審理する(国際刑事裁判所に関するローマ規程 Rome Statute of the International Criminal Court, § 5)。同裁判諸規程は1997年7月17日に採択・署名され,

2002 年 7 月 1 日 に発効した。同裁判所に関する詳細な研究所として次を見よ。安藤泰子著『国際刑事裁判所の理念』成文堂刊,2002.

(39) 所在地はハーグ。判事は総会で選出された11名で構成されている。2003世界年鑑 p. 95.

http://www.un.org/icty/index.html

(40) 所在地はアルーシャ Arusha (タンザニア)。3 つの1審部と1 つの控訴審部 (ハーグ) を持っている。判事は計14名である。2003世界年鑑 p. 96. http://www.ictr.org/

【Ⅲ】結語

今日でも"人類共通の敵 hostis humani generis"とし て,諸国家の普遍的管轄権の対象とされる国際犯罪の海 賊 piracy, pirate は,かつては欧州諸国の地方的英雄と され、国家が戦争をする際は海軍に編入されて一定の重 要な国防的機能を遂行した。しかし、19世紀の中葉から、 国家の海軍力が海賊船に比して格段の戦闘力を備えるに いたり、諸国家は手のひらを返したように海賊に対する 取締りを強化した(41)。今日のテロやテロ組織がいずれか の国家の庇護を受けて活動している状況は、16~8世紀 の海賊の跳梁を髣髴とさせるものがある。かつての海賊 が国家の海軍力の向上・整備とともに国家による取締り の対象に移行したように、テロあるいはテロ組織につい てもそれを利用しなくて住むような国家の環境を整備す る必要がある。つまり,テロに対する国際法上の位置づ けを確立し, 国際犯罪として処罰する国際法制度を樹立 し、合わせて、テロの温床となる貧困国を解消する国際 協力のプログラムを立ち上げなければならない。アメリ カのように,テロをアメリカが直面している新たな戦争 と捉えて軍事力で解決を図るのも1つの方策である。特 に、21世紀中葉まで軍事的1極支配が続くと予想される 国際社会では(42), 現下のアメリカが採っている軍事的政 策は最も現実的な対応であるともいえる。しかし、かつ ての海賊への対応と同じように, 軍事力の非対称的増強 によってテロを抑え込むことはできるだろうか?むしろ, アメリカおよびその友好国に対する反発が高まり,テロ が拡大し過激化するだけではなかろうか?テロによる人 権侵害を戦争という最大の人権侵害行為によって阻止し

ようというのだから、"毒を制するに毒を以ってす"る典型的事例であるといわざるを得ない。もしこれに失敗すれば、かつてのソ連邦の分裂と同様、連邦国家アメリカの分裂も最悪の事態として想定しておかなければならない。

本稿はテロやテロ組織を国際的に取り締まるためのア プローチを提示したものであり、現在不統一のままにな っているテロの国際法上の性格と定義を確定しようとし たものである(43)。そのために、本来国内法の規定であり ながら、人権保護という普遍的価値を胚胎するがゆえに 条約を通じて国際法規に取り入れられたベルギー条項の 内容に着目したのである。そして今日のテロに対する国 際法及び国内法による規制を正当化する法理的起源をベ ルギー条項に見出したのである。もちろん,テロの概念 は時代とともに変動しつつ拡大している。テクノ=テロ(44) あるいはサイバー=テロCyber Terrorism (45)という言葉 も使われる時代である。まさしく、テロの本質を理解し た上でテロ概念を再構築すべき時代になっている。刑法 的表現を使えば、やや抽象的な言い方になるが、テロの 犯罪としての刑法的性格は, 結果犯はもとより行為犯や 具体的危険犯を含み、更に抽象的危険犯をも含むきわめ て広い性格を持たされ拡大する傾向がある。また、テロ はその強度の人権侵害性に鑑みて正犯だけでなく, 教唆 犯や幇助犯などの従犯や,未遂犯や中止犯をも処罰する 必要がある点につき国際社会の合意を確立しなければな らない。更に、地域別テロ防止条約でテロの概念・定義 に差異が出ていることにも注意しなければならない。少 なくとも国際法の分野でテロやテロ組織を庇護する国を なくすには、テロを取り締まるために共通のテロ概念に

立脚した統一条約を作成し、国際刑事裁判所で審理する 体制を作り上げる必要がある。本稿がその道に至る一助 になることを願って、このへんで筆を擱く。

(注)

- (41) 林 久茂著『**海洋法研究**』日本評論社刊,1995, pp. 103 ~ 20.
- (42) 2003 年度(2002年10月~2003年9月)のアメリカの国防予算は総額3,551億ドル(約44兆円・・総予算の16%超)である。これは日本の2002年度(2002年4月~2003年3月)国家予算総額(81兆2,300億円)の54%に相当する。CF. 2003世界年鑑, pp. 134, 406, 419.
- (43) 例えば、日本のテロ対策特措法(2001年法律第113号)ではテロの定義は放棄されている。1国の意思で定立される国内法でさえこういう状況であるから、国際法上のテロの定義確立の道は遠いといわざるを得ない。因みに、この法律に基づく自衛隊の海外派遣は内閣の決定事項であるが(§4)、当該対応措置実施の日から20日以内に国会の承認を得なければならず、承認を得られないときは内閣は自衛隊の活動を終了させなければならない(§5)。軍隊の海外派兵を政府の権限下に置きながら、民主主義の建前から議会の同意を必

要とするのは欧州諸国の軍事法制でも一様に見られるシステムである。Georg Nolte/Heike Krieger, ibid., pp. 58~64. なお,テロの国際法上の定義確立のため参考となりうる資料として,本稿末尾に【参考資料 I (1972.12.18 採択・国連総会決議 3034X X WI)】【参考資料 I (1995 年採択の国連経済社会理事会人権委員会決議 1995/43)】を紹介する。

- (44) See footnote (35) above.
- (45) 例えば、日本政府のIT戦略会議は2000年12月15日、電力、金融、航空など重要な基盤施設をコントールする中枢コンピューターシステムをサイバー=テロから防護するため特別行動計画を決定した

(http://www.bits.go.jp/sisaku/terro-taisaku.html)。 これより早く,アメリカのクリントントン大統領は 1999 年 1月 22 日,テクノ=テロ及びサイバー=テロ対策を発表していた

(http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/1999/0125/cyber.htm)。

≪ References ≫

- Michael Byers & G. Nolte, United States Hegemony and the Foundations of International Law, Cambridge U. P., 2003.
- 2. M. Cherif Bassiouni, Introduction to International Criminal Law, Transnational Pub., 2002.
- 3. John R. Jones & S. Powles, *International Criminal Practice 2002*, Transnational Pub., 2002.
- 4. Cindy C. Combs, *Terrorism in the 21st Century*, 3rd ed., Pearson Education, 2002.
- Edward F. Mickolus & S. L. Simmons, Terrorism, 1996-2001: A chronology [2 Vols.], Greenwood, 2002.
- Michael A. Palladino, Biological Terrorism, Benjamin Cummings, 2002.

- 7. Mohamed Sifaouni, La France, malade de l'islamisme: menace terroriste sur l'Hexagone, Le Cherche Midi editeur. 2002.
- 8. J. Paul de B. Taillon, *Hijacking and Hostages:*Government responses to terrorism, Praeger, 2002.
- 19. Leila Sadat, The International Criminal Court and the Transformation of International Law: Justice for the new millenium, Transnational Pub., 2001.
- Peter J. van Krieken (ed.), Terrorism and International Legal Order: With special reference to the UN, the EU and crossorder aspects, T. M. C. As ser Pr., 2002.

Resolutions of the Commission on Human Rights:1995/43

1995/43. Human rights and terrorism

The Commission on Human Rights,

by the Charter of the United Nations, the Universal Declaration of Human Rights and the International Covenants on Human Rights,

Bearing in mind

that the most fundamental human right is the right to life,

Recalling

the Vienna Declaration and Programme of Action (A/CONF.157/23)

adopted by the World Conference on Human Rights,

Recalling and reaffirming

General Assembly resolutions 48/122 of

20 December 1993, 49/60 of 9 December 1994 and 49/185 of 23 December 1994 and

its own resolution 1994/46 of 4 March 1994,

Recalling also

resolution 1994/18 of 25 August 1994 of the Subcommission

on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities,

that all Member States have an obligation to promote and

protect human rights and fundamental freedoms and that the individual also has

the responsibility to strive for the promotion and observance of human rights,

Deeply concerned

at the gross violations of human rights perpetrated by

terrorist groups,

Profoundly deploring

the increasing number of innocent persons, including

women, children and the elderly, killed, massacred and maimed by terrorists in indiscriminate and random acts of violence and terror, which cannot be justified under any circumstances,

Noting with great concern

the growing connection between terrorist groups and the illegal traffic of arms and drugs, as well as the consequent

commission of serious crimes,

1. Reiterates the unequivocal condemnation

of all acts, methods and

practices of terrorism, regardless of their motivation, in all its forms and manifestations, wherever and by whomever committed, as acts of aggression aimed at the destruction of human rights, fundamental freedoms and democracy, threatening the territorial integrity and security of States, destabilizing legitimately constituted Governments, undermining pluralistic civil society and having adverse consequences on the economic and social development of States;

2. Expresses its solidarity

with the victims of terrorism, and in this

context encourages States to respond to the request of the Secretary-General made pursuant to paragraph 4 of General Assembly resolution 49/185, for their views on the possible establishment of a United Nations voluntary fund for victims of terrorism;

3. Calls upon

States to take all necessary and effective measures, in

accordance with international standards of human rights,to prevent,combat and eliminate terrorism and urges the international community to enhance multilateral and bilateral cooperation in the fight against terrorism at the national, regional and international levels;

4. Requests

the Secretary-General to continue to collect information

on this question from all relevant sources and to make it available to the special rapporteurs and working groups concerned and to the Commission on Human Rights for their consideration;

Urges

all thematic special rapporteurs and working groups to address as appropriate the consequences of the acts, methods and practices of terrorist groups in their forthcoming reports to the Commission;

6. Welcomes

the decision of the Subcommission on Prevention of

Discrimination and Protection of Minorities to entrust one of its members with the task of preparing a working paper on the question of terrorism and human rights, and in this context invites States that so wish to forward relevant information to him;

7. Decides

to continue its consideration of the question at its

fifty-second session as a matter of priority.

参考資料 I (1972.12.18 採択・国連総会決議 3034 X X W)】 出典: http://www.un.org/documents/ecosoc/cn4/res/ecn4res199543.htm 3034 (XXVII). Measures to prevent international terrorism which endangers or takes innocent human lives or jeopardizes fundamental freedoms, and study of the underlying cause of those forms of terrorism and acts of violence which lie in misery, frustration, grievance and despair and which cause some people to sacrifice human lives, including their own, in an attempt to effect radical changes

The General Assembly,

Deeply perturbed over acts of international terrorism which are occurring with increasing frequency and which take a toll of innocent human lives,

Recognizing the importance of international co-operation in devising measures effectively to prevent their occurrence and of studying their underlying causes with a view to finding just and peaceful solutions as quickly as possible,

Recalling the Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations, ²⁴

- 1. Expresses deep concern over increasing acts of violence which endanger or take innocent human lives or jeopardize fundamental freedoms;
- 2. Urges States to devote their immediate attention to finding just and peaceful solutions to the underlying causes which give rise to such acts of violence:
- 3. Reaffirms the inalienable right to self-determination and independence of all peoples under colonial and racist régimes and other forms of alien domination and upholds the legitimacy of their struggle,in particular the struggle of national liberation movements,in accordance with the purposes and principles of the Charter and the relevant resolutions of the organs of the United Nations;
- 4.Condemns the continuation of repressive and terrorist acts by colonial, racist and alien régimes in denying peoples their legitimate right to selfdetermination and independence and other human rights and fundamental freedoms;
- 5.Invites States to become parties to the existing international conventions which relate to various aspects of the problem of international terrorism:
- 6.Invites States to take all appropriate measures at the national level with a view to the speedy and final elimination of the problem, bearing in mind the provisions of paragraph 3 above;

7.Invites States to consider the subject-matter urgently and submit observations to the Secretary-General by 10 April 1973, including concrete proposals for finding an effective solution to the problem;

8.Requests the Secretary-General to transmit an analytical study of the observations of States submitted under paragraph 7 above to the ad hoc committee to be established under paragraph 9;

9.Decides to establish an Ad Hoc Committee on International Terrorism consisting of thirty-five members to be appointed by the President or the General Assembly bearing in mind the principle of equitable geographical representation:

10.Requests the Ad Hoc Committee to consider the observations of States under paragraph 7 above and submit its report with recommendations for possible co-operation for the speedy elimination of the problem, bearing in mind the provisions of paragraph 3, to the General Assembly at its twenty-eighth session;

11.Requests the Secretary-General to provide the Ad Hoc Committee with the necessary facilities and services;

12.Decides to include the item in the provisional agenda of its twenty-eighth session.

2114th plenary meeting 18 December 1972

【参考資料Ⅱ(1995 年採択の国連経済社会理事会人権委員会決議 1995/43)】 出典:http://ods-dds-ny.un.org/doc/RESOLUTION/